

第18回入善町農業委員会議事録

令和4年1月7日午後1時30分から第18回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名 欠員 1名

出席委員 16名

1番 五十里 章	2番 中陣 雄一	3番 寺田 晴美	4番 森下 さゆり
5番 森下 吉光	6番 上田 幸嗣	7番 島瀬 康一	8番 細田 孝志
9番 小林 真一郎	11番 坪野 和夫	12番 鍋嶋 太郎	13番 永山 美和
14番 吉原 有二	15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春	18番 長原 均

欠席委員 1名

10番 米山 義隆

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	腰 本 幸代
入善町農業委員会	主 事	上 原 祐里奈
入善町農業委員会	主 事	南 茂 和佳菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第65号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第5	議案第66号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第6	議案第67号 農用地利用集積計画の決定について
日程第7	議案第68号 入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件

議長（鍋嶋 太郎）

新年あけましておめでとうございます。昨年の今頃は、大雪により総会を開催するのも難しい状況でしたが、今年の雪は昨年ほどではなさそうで、ほっとしております。新型コロナウイルスは未だに猛威をふるっており、今後ともに生活していかなければならないような気がいたします。

今年は農業委員にとって山場の年です。農業者との意見交換会も控えておりますし、農作業及び賃借料の見直しも予定しております。それでは、本日もよろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第18回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第7の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

— 議事録署名委員決定の件 —

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。3番寺田委員と4番森下委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第64号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第64号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町舟見字横江下〇〇外1筆の計2筆で、台帳地目、現況地目はともに田、合計面積は26.27㎡です。

譲渡人は、朝日町南保町〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町舟見〇〇の〇〇さんです。

申請農地は、譲渡人が高齢により、管理をするのが難しくなったことから、隣接地の所有者である譲受人に所有権移転するため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は自宅から徒歩で約1分のところにあり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が40年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年150日にわたり従事していて、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、6854.27㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、愛場委員にいただいております。

以上1件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いします。

愛場委員

この案件は10月前から聞いておりました。申請地は、昔道路が整備された関係で、残ってしまった土地です。隣接する譲受人の所有地と一体的に管理するため、贈与という形になりました。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第64号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第65号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第65号「農地法第4条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請があったので審議を求めます。

申請番号1番。申請地は、入善町栲山〇〇、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は500㎡の計1筆、申請者は入善町栲山〇〇の〇〇さん。転用目的は「資材置場敷地」です。

申請者の〇〇さんは、〇〇の代表取締役です。

当該会社は国道8号線青島口交差点の南東に本店を置いていますが、敷地内駐車スペースは、来客分を含めて5台しかありません。また、当該会社の車両及び資材置場は朝日町蛭谷にあり、本店から10km以上も離れていることから、移動や建材の搬入出に支障を来す状態です。

そこで、申請者は申請地を当該会社に貸し出す事を計画し、今回転用申請するものです。

申請地の農地区分は第1種農地ですが、転用目的が「資材置場敷地」であり、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（集落接続）」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。また、残地となる田については、機械出入口を確保予定であることから耕作に支障はありません。

また、申請地は昭和61年3月3日に除外済みであり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は鍋嶋委員にいただいております。

以上1件です。よろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った私から補足説明いたします。申請人は〇〇の社長で、会社の資材置場及び駐車場として利用されるとのことです。雨水は自然浸透式にすると聞いております。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

小林委員

資材置場は雑草が繁茂しやすいと思われまふ。雨水は自然浸透式とのことですし、埋め立てる予定がないのならなおのこと、注意して管理をしてほしいと思ひます。

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かございませぬか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めまふ。よって、これより本案件の採決を行いたいと思ひますが、ご異議ございませぬか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めまふ。それでは、これより採決を行います。

議案第65号、農地法第4条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませぬか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第66号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第66号「農地法第5条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請があつたので審議を求めまふ。

申請番号1番。申請地は入善町青木〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は500㎡です。

貸渡人は、入善町青木〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町青木〇〇の〇〇さんです。

転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

譲受人の〇〇さんは、現在、実家で親と同居してありますが、結婚を機に独立し、新居の建築を計画しています。申請地に自己の住宅を新築する計画を立て、今回の転用申請となりました。

申請面積は500㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅、駐車場等として利用するための面積です。

排水等につきましては、下水道は町道青木中北団地線に埋設してあります本管に接続する予定となっております。雨水につきましては、町道と申請地の間にある水路に排水し、上水につきましては井戸を新たに設ける予定です。

申請地につきましては、第1種農地であります。転用目的が「一般住宅敷地」であり、転用許可基準が「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができる認められない(集落接続)」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えまふ。

また、申請地は、令和3年11月18日に除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきであると考えまふ。

農業委員の意見書は森下吉光委員にいただいております。

続きまして申請番号2番。申請地は入善町五郎八〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は495㎡です。

譲渡人は、入善町五郎八〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町五郎八〇〇の〇〇さんです。

転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

譲受人の〇〇さんは、現在、実家で両親と妻子と同居していますが、子どもの成長に伴って生活スペースが手狭になってきたことから、実家付近の申請地に自己の住宅を新築する計画を立て、今回の転用申請となりました。

申請面積は495㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅、駐車場等として利用するための面積です。

排水等につきましては、下水道は町道五郎八堤防線に埋設してあります本管に接続する予定となっております。雨水につきましては、隣接する用悪水路に排水し、上水につきましては井戸を新たに設ける予定です。

申請地につきましては、第1種農地ではありますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、転用許可基準が「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができる」と認められない(集落接続)の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

また、申請地は、令和3年11月18日に除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきであると考えます。

農業委員の意見書は島瀬委員にいただいております。

以上2件です。よろしくお願いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いします。

森下委員

申請番号1番については、事務局の説明のとおりであり、問題ありません。

島瀬委員

申請番号2番について、12月15日に譲受人の方が書類を持っていらっしゃいました。事務局の説明のとおりで問題はないと判断しました。田の一部を利用する転用で、残地は〇〇が引き続き耕作されます。

議長(鍋嶋 太郎)

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長(鍋嶋 太郎)

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第66号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第6、議案第67号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第67号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。令和4年1月7日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、9件の申請があります。

まず、新規設定です。

入善地区はありません。

上原地区はありません。

青木地区1件、2筆、3,673㎡

飯野地区はありません。

小摺戸地区2件、8筆、9,565㎡

新屋地区1件、1筆、3,598㎡

栲山から野中地区はありません。

以上、新規設定の合計は、4件、11筆、16,836㎡です。

続いて再設定です。

入善から小摺戸地区はありません。

新屋地区3件、8筆、21,302㎡

栲山地区1件、1筆、230㎡

横山地区1件、2筆、610㎡

舟見地区はありません。

野中地区はありません。

以上、再設定の合計は、5件、11筆、22,142㎡です。

新規、再設定合わせて、9件、22筆、38,978㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 67 号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第 7、議案第 68 号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 68 号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件。入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、意見を求めます。令和 4 年 1 月 7 日提出。入善町農業委員会会長鍋嶋太郎。

農振除外の申請は年 4 回ですが、今回は 12 月 15 日受付分の申請で、農振除外が 1 件あります。

受付番号 1 番。除外願出者は富山市豊田本町〇〇の〇〇さん、除外対象地は、舟見地区舟見〇〇外 1 筆の計 2 筆、地目は田、合計面積は 107㎡で、除外後の用途は道路敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、申請人の父は農業を営んでいて、農作業及び生活の利便性を向上させるため、住宅への進入路が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第 13 条第 1 項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5 つあります。

まず、農振法第 13 条第 2 項第 1 号の要件について説明します。

申請地は、昭和 50 年頃、当時農業者であった申請人の父が、農作業及び生活の利便性の向上を図るため、住宅への進入路を設け、現在に至っています。このたび農振除外及び農地転用の手続きを取っていなかったことが判明したため、始末書をつけての申請となりました。

申請面積は 107㎡と、進入路として必要最小限の面積であり、申請地には下水道管が埋設されています。当時農業者であった申請人の父が効率的に農作業をするためには、住宅と公道を最短で接続できる申請地は進入路として最適であり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第 1 号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第 13 条第 2 項第 2 号の要件についてですが、申請地は集团的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第 13 条第 2 項第 3 号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められます。

農振法第 13 条第 2 項第 4 号の要件について、雨水排水は隣接する田及び既存の用悪水路へ流すこととしていることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第 13 条第 2 項第 5 号の要件についてですが、申請地は、県営ほ場整備事業等の実施済地ですが、昭和 45 年度に工事完了公告を行っており、工事完了から 8 年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えま

す。

以上、農振除外1件の申請です。よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第68号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、本案を原案どおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採決することに決定します。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。それでは、事務局から何かありますか。

事務局

お手元に、アグリとやまをお配りしましたので、ご一読ください。事務局からは以上です。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第18回入善町農業委員会を閉会いたします。

今回は、令和4年2月8日火曜日、午後1時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。

（閉会 午後2時5分）